

再生可能エネルギー発電施設設置に係る確認事項

【土地利用基準】

※対象がある場合は□にチェック

1 環 境

- (1) 自然環境保全法に基づいて周辺の自然環境に配慮している
- (2) 地域の生活環境に影響ないか配慮している
- (3) 現況地盤の勾配 30度以上 30度以下
- (4) 保安林の境界から20m離れている
- (5) 自然環境の保全のため以下のことに対し配慮している
- ア 保全上必要がある場合造成工事を数ブロックに区分して施行している
 - イ 事業区域内に良好な自然環境がある場合、当該土地について保全措置が講じてある
 - ウ 植栽は次により行う
 - (ア) 事業区域菜の表土を活用
 - (イ) 現存樹木を移植し活用
 - (ウ) 環境に適した樹種の選定
 - (エ) 野鳥等のための結実花木（誘鳥木等）を植栽
 - (オ) 定期的に剪定及び除草を実施
- (6) 発電設備等の造成行為を行う際に、景観及び眺望の保全周辺環境との調和に配慮する
- (7) 浸透施設の設置により地下水のかん養機能の保持に配慮する
- | | | 関係者の同意 |
|---|-----|--------|
| <input type="checkbox"/> (8) 河川及び水路が汚水、土砂で影響を受ける恐れ () | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> (9) 農地法の対象区域 () | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> (10) 山林及び河川 | | |
| <input type="checkbox"/> 森林法の対象区域 () | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> 砂防法の対象区域 () | 有・無 | 有・無 |

2 施 設

- (1) 排水は自然水と生活污水を区別し系統を明確にしている
- (2) 施設内の雨水は施設内で処理
- (3) 施設の管理について、管理者・管理方法を定め所在を明確し最後まで管理
- (4) 施設内の樹木等、隣接する土地等に迷惑がかからないよう十分配慮する

3 防災

- (1) 施行により、雨水の流出携帯が変化し河川又は水路に新たな負担が生じる場合
 - 新設
 - 改修
 - 別途河川管理者と協議
- (2) 上記の新設又は改修ができない場合
 - 調整池設置
- (3) 調整池を設置する場合、下流河川又は水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足する場合はその不足部分を改修する
- (4) 河川の新設又は改修をする場合、構造は河川管理施設等構造令に適合したもの
- (5) 事業区域内周辺又は下流に湛水地域がある場合、支障のないような排水計画
- (6) 事業区域内に河状の土地がある場合、現状の形態を尊重したと利用計画
- (7) 排水路は開渠とする。しかし下記のいずれにも該当する場合は暗渠とすることができる
 - 当該暗渠の流域面積が10ha以下
 - 上記の流域に事業区域外の流域を含まないこと
 - 流木等の除去作業が容易な断面の構造とし、断面に確保できる最小径を1,000mmとする
- (8) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、砂防堰堤
 - 地形、地質等により砂防堰堤が設置できない場合、沈砂池
- (9) 切土高及び盛土高は、15m以下
- (10) 盛土ののり長20m以上となる場合、のり長の3分の1以上を擁壁、のり枠等の永久構造物により被覆させる

- | | | |
|--------------------------------------|-----|-----|
| <input type="checkbox"/> (11) 土砂警戒区域 | 有・無 | 協議 |
| () | | 有・無 |

4 道路

- | | | |
|---|-----|-----|
| <input type="checkbox"/> (1) 事業区域内の道路工事 | 有・無 | 協議 |
| () | | 有・無 |
- (2) 上記の協議により認定道路がある場合、道路構造令に適合
- (3) 資材運搬及び設置後の管理に使用され道路及びその他の施設を破損又は汚損した場合、速やかに普及、清掃等必要な措置 交通の状況によって交通傷害の発生を防止
- (4) 事業区域内の汚水、雨水、土砂等が区域外の認定道路の側溝等に流入しない
- (5) 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造

5 その他

- (1) 事業区域内に農地が含まれる場合、土地の造成目的としない（処分含む）
- | | | |
|--|-----|--------|
| <input type="checkbox"/> (2) 文化財保護法の対象区域 | 有・無 | 関係者の同意 |
| () | | 有・無 |
- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事をする場合、60日前までに教育委員会に届出
- (4) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合、現状を変更することなく、教育委員会と対応協議
- (5) 工事にあたって、交通安全を確保し、交通傷害の原因とならない循環経路がとれている。周辺地域に騒音、振動その他で迷惑をかけないように配慮し、近隣及び地元自治会等へ説明
- (6) 工事完了後を含め、野外での燃焼行為をしない

(規則 4 条関係別表 2)

【発電設備設置基準】

- | | | |
|--|-----|--------|
| <input type="checkbox"/> (1) 低周波音 低周波音問題対応の手引き書による参照値以内 | | |
| <input type="checkbox"/> (2) 振動 振動規制法の規制基準以内 | | |
| <input type="checkbox"/> (3) 電波障害 | | 協議又は措置 |
| <input type="checkbox"/> ア 電波法 重要無線通信ほか | 有・無 | |
| <input type="checkbox"/> イ ア以外の電波障害が生じる施設 | 有・無 | |
| <input type="checkbox"/> ウ テレビ電波障害 | 有・無 | 有・無 |
| () | | |
| <input type="checkbox"/> (4) 自然環境 | | |
| <input type="checkbox"/> 発電施設建設等による動植物への影響 | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> (5) 景観 | | |
| <input type="checkbox"/> ア 自然及び歴史的環境との調和した計画 | 有・無 | |
| <input type="checkbox"/> イ 制御区域に建設 | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> ウ 景観に与える影響若しくは阻害する場合 | 有・無 | 有・無 |
| <input type="checkbox"/> (6) 広告物 | | |
| <input type="checkbox"/> 広告物表示 | 有・無 | |
| () | | |
| <input type="checkbox"/> (7) 光害 | | |
| <input type="checkbox"/> 施設からの反射光による影響 | 有・無 | |
| () | | |
| <input type="checkbox"/> (8) 文化財 | 有・無 | |
| <input type="checkbox"/> 文化財保護法 | | |
| () | | |